

右用要申上候 以上

三月廿九日

注

- 1 神田より子「佐渡に残る修験資料(一)」 「佐渡に残る修験資料(二)」 「佐渡に残る修験資料(三)」 以上 『敬和学園大学研究紀要』 第三〇五号 一九九四〇一九九六年 敬和学園大学人文学部
- 2 萩原龍夫『巫女と仏教史』 昭和五八年 吉川弘文館
- 3 神田より子「佐渡に残る修験資料(二)」 『敬和学園大学研究紀要』 第四号 一九九五年 敬和学園大学人文学部

追記

本資料は佐渡相川町文書館が収集した修験の文書である。この資料の翻刻と活字化にあたり、快く許可してくだされた。そして解説にあたっては宮古市史編纂室の岸昌一氏に協力をいただいた。記して謝意としたい。

十七、（375）

以愚筆申上候、然は来ル十一日より十三日まで拙寺ニおいて近町老若男女集り候て金銀山繁栄のため三日之間御祈願又は百万遍修行仕度旨ニ申来り、何も貴院様も乍苦勞御初穂は無之とも御入来可被下候、何も御面对之砌り萬々御漸申上候、先は用向斗如此御座候 以上

六月九日

西光寺

兩善院

十八、（382）

天龍院從連筋
梅津村
大慈院様 兩善院
要用類書

（包紙）

紙上を以啓上仕候、寒氣之砌弥御安全之段珍重不斜賀候、然は大倉村天龍院娘いと義、当八月頃より相川密蔵院へ住居、右は拙僧同人引請、尤天龍方以今不埒候得共、彼

是致候ては此度之注連渡し間ニ相兼候ニ付、無坳拙僧

注連筋ニ致申候、今般実相請候覚内にて、右式可相勤致存念、右は相川表よりハ遠方之儀ニ付、何卒貴院之御世話にて明後十九日ニは下久知同院迄当人召連させ、貴院娘ニても、又は何方より巫女頼入候とも右之日限之式相勤可被下と私頼上候、尤当町之事ニ付御初穂等ハ輕少く至り少く差上候間、右様思召御手伝可被下候、巨細之義ハ当いとより御聞請被下度、追て萬々御礼可申述候、早々頓首

霜月十七日

十九、（388）

兩善院様 玄養院
尊下

（包紙）

御手紙被下難有拜見仕候、今日ハ旦用御座候間罷出がたく、いづれ明日ニ被成可被下候、且拙院去未分御冥如銀・巫女役錢六百文先達而下り六十四人之分、明日参上之節持参可仕候間、右様御承知可被下候

老丁め

両善院様 水品久三郎

要用

(包紙)

十五、(361)

明封いたし

両善院住寺様 世尊院拝上

とじ

(包紙)

御文略奉申上候、弥御安康御加年珍重奉存候、然は御役所表之儀修験道立伏如何ニ御座候や、当春ニ至り御窺も不被遊候や、当方杯ニも修験道之儀種々之□有之候得共、猶来事相知不申候間、一応御窺申上候、御中之内神職ニ相極候ものも有之趣承り申候、実正ニ御座候や、拙方ニても昨十一月京都へ幸便有之、御殿へも書条差出置候間、当春は早々幸便次第御返事も有之やと相待罷在候、種々窺度事も御座候得共、取急候間あらまし御窺申

上候、御地之趣何分御知セ被下度奉存候、乍憚御老母へもよろしく御鶴声申候 已上

恐惶謹言

二月五日夜

元老尊 拝上

大先達様

十六、(372)

先達而御教責給り忝致拝誦候処、宗帳取調へは是迄之通り調置候様ニ被仰候得共、村々名主より催促等有之院跡も御座候、還俗之身ニ御願候へは、巫女弟子等可書上様無之、且又村々宗帳下書前年と相違有之付、宗帳書様御教書ヲ以て御觸示も有之ニ、拙供斗り前年通り書様ニて可納義ヲ不存候、就之会合之上哥代村大福院様ヲ為遣し差出し候間、巨細は此仁へ衆意ヲ頼入候上御示談之上宜敷御取計ひ願申度候、先は先簡被仰候通り近日午御「」散御来愼於有之は、難有斯拜「」可申上候 恐々敬日

三月七日

東光院

両善院様

三光院 ①
大徳院 ①
長善院 ①
右は調印刻附を以早々巡達、尤当事延日ニ相成候間急ニ巡達、止より可被相返候事

十三、（337）
先達而中拙僧妹巫女と長違候付、当人は勿論拙僧并親類・相川組惣代連印を以御清書奉差上置「」多得止事、前同様之始末ニ付又候御糺ニ預かり何とも一言申披一切無御座候、当山御役所御年頭暫く隠居被 仰付承知奉畏候、就て御咎中拙院々代組惣代不動院へ被仰付被下置候様仕度条、旁為御念御願青奉差上候 以上

十四、（357）
乍憚以書中ヲ啓上申上候、度々御布達之趣置奉存候、下僧共小田区戸長両三度斗り余り御役判願入候へ共、何分承知も無之、其外新管之趣ニ付大キニ返し申聞せ甚々難義仕候間、貴僧様より慥ニ御役所へ一同之得度届ケ之儀之書面御届ニ相成候哉、御下ケニても候哉、早速御知せ可被下候、右儀真言之宗門宜敷御勤致度候へ共、小田

梶井五郎左衛門下戸長共へ申付、当月不勤候間、内々用も只今廿日斗り院内ニ有、外々へ一節罷出不申候間、此段御承知可被下候、其区内は何用ニ候哉、私共承知無之故、其元様方且用御勤被成候力、早速御知せ可被下候也
旧十月八日出ス

矢柄村
元 観行院
相川門前町
兩善院様

相川門前町ニて 從矢柄村
兩善院様 元観行院
急用々
（包紙）

打続快晴御同慶奉存候、弥御安剛珍重御儀奉存候、然
は神明祭礼ニ御座候間、后刻御家内御一同御登り被下候
様仕度、為差御肴も無御座候へ共、麴酒老献差申度可何
分然御待申居候、右は態々御招申上度如是御座候、此外
得貴顔候おり可申上候 已上

七月晦日

迄ニ当院え可被相届候、且相川在共年々御礼出勤之砌
 差合多く無人ニ付、御沙汰も可有之哉、尤当時入院御
 礼ハ請宗共無之候ニ付、入院住職いたし候もの、其組
 ニ不抱出府御礼相勤可申候、然全当宗之儀ハ先年通り
 老組式人宛可罷出候、右御礼出勤之輩差合・病氣にて
 不被相勤もの有之候ハ、御礼前日九つ時までに指合
 之趣当付を以急度可被相届候、相川・在とも御礼出努
 之分并二年預役其組惣代睨と致し候人躰院主を相究、
 来月十日迄ニ名前書付可被差出候、尤後筋之義ニ候得
 ハ老院現住之ものへ相勤可申候、御用向ニ差支無之様
 銘々可得相心、且御礼出勤之輩任官相当之装束不見苦
 様用意申上可罷出候、尤御礼ニ付入用之分ハ其向々え
 可被相渡候事

一 宗門改之義、例年之通二月廿五日相改候間、老人も
 不残可被指出候、尤二月朔日限り組惣代之輩同年扣張
 当院え可被持参候、右期日延哉候ては帳認メニ差支ニ
 相成候間、右様相心得同日無相違持参可有之候、且至
 て悪筆不調法之帳面ハ幾度も相戻し候間、入念之上認
 メ可差出候事

一 御冥伽銀、巫女役錢とも二月廿五日取立候間、銘々
 上納可有之、且組惣代・当番遠在之ものハ前日罷出、

廿五日早朝より相詰、預合より致持参候御役錢一組限
 り取調、目録相添へ年預役より指出し、請取ニ引替組
 内より披露之事

一 無住之院跡は師匠跡并親類組合之もの厚く致世話、
 後住決定住職相究メ、院役退転無之様取斗、一派繁榮
 致し、相続有之候義專一之事

一 組合之儀は何事ニよらず不相離ものに候間、都而祈
 念・寄合ニ至る迄楽和篤実に相交り、如法之儀專要ニ
 可相心得事

右之趣可被其意もの也

癸十一月廿九日辰上刻出ス

袈裟頭代 両善院 判
 当組惣代 良藏院 判

玄養院 判
 智足院 判

金性院 判
 無量院 判

金剛院 判
 極月廿六日申下刻

当組惣代々大福院 判
 請取申候

十一、（248）

急差紙 当山役所
賃先拂 下八幡村両善院

（包紙）

兼て達書差越昨十六日可罷出と待居候得共、出府無之、
右ニ付飛脚人を以申越候、貴院宗門帳印形両院共之分持
参、真光寺村常楽院召連、此段見届次第当院へ罷出可被
届候 以上

辰三月十七日 辰ノ上刻出ス

袈裟頭代 両善院

判

下八幡町 不動院

真光寺村 常楽院

十二、（250）

公儀 觸状 当山役所
御本山

（包紙）

当九月廿三日松平式部大輔御老中上座被仰付候、殿事
伊豫守と可改旨被仰下候

一 撰州西宮神主吉井陸奥、当地信心之もの共え相對配
札いたし候段願出、当郊としより五ケ年月老度宛海配
札可致筈ニ付、信仰之者共ハ初穂多少ニ不抱着次第ニ
差出配札請不苦候、尤押て不配様陸奥え申渡置条、其
旨可然心得候、右之趣相觸候条可得其意もの也

卯十一月

奉行所

右之通り被 仰出候間、可被得其意候 已上

卯十一月

頭職代 両善院

判

在々一派中

一 御国法相守候儀は勿論、毎年 御本山寄御觸達之通
り一派之僧侶、殺生又は遊芸相好み、或は酒狂之上喧
嘩口論等致し候もの有之候節は、早々可被訴出候、吟
味之上宗抜可申付事

一 年始御礼之義、相川組は正月六日、在々ハ七日、先
例之通得相心、在々より御礼出勤之輩正月六日九つ時

十、
(242)

右者調印刻附をもつて早々巡達、尤止より可被相返候 以上

当山目附役

- 常法院 判
- 本明院 判
- 北方院 判
- 実想院 判
- 万徳院 判
- 法道院 判
- 延命院 判
- 持明院 判
- 弥勒院 判
- 常教院 判
- 西方院 判
- 大善院 判
- 中央院 判

觸 状 当山役所

川原田

(包紙)

蓮花院始メ智足院

御本山 醍醐御殿御香料并ニ御祝儀物之儀、兼て先達而申達置候、且 御金御用便之儀及承候処、未初旬御出立之趣ニ付其組内より此旨申達、来ル閏五月朔日ニ其院ニ印形出銅不残持参之故、当院より可被罷出候 以上

巳五月九日 午ノ上刻出ス

袈裟頭代

両善院 判

当山目附役

蓮花院 判

同断

智正院 判

右は見届調印、刻付を以早々順達、尤止より可被相返候 以上

川原田

蓮花院え申達候、其組内ニ季出舞之儀早速取調可差出候 以上

可被相渡候

一 無住之院跡は師匠跡并ニ親類組合之もの厚致世話、
後住聞立住職相究、院跡退転無之様取斗、一派繁栄致
し相続有之候儀專一之事

一 組合之儀は何事ニよらず不相離ものニ候間、都而祈
念寄合等ニ至る迄榮和篤実ニ相受、如法之儀專一ニ可
相心得事

右之趣可被其意得也

如十一月十四日中ノ下刻ニ出ス

袈裟頭代 兩善院 判

蓮花院 判

南光院 判

山田

不動院 判

法道院 判

常樂院 判

正智院 判

藤津

不動院 判

胎藏院 判

宝珠院 判

大徳院 判

地福院 判

当山目附役

賢光院 判

蓮花院 判

瀧本院 判

仙蔵院 判

万蔵院 判

行蔵院 判

教法院 判

東光院 判

大福院 判

大宝院 判

万法院 判

大想院 判

当山目附役

教学院 判

中老役

実法院 判

法性院 判

大乘院 判

袈裟頭代 両善院 判

去ル二日夜亥半刻地震之処 公方様 本寿院様吹上御
庭え御主退被遊、御機嫌能還 御城内 御別条無御座候

一 去ル九日於 御前堀田備中守殿御事、御懇之以上

意連判之列被 仰付、各上座被 仰付候

右之通江戸表より御奉書を以被 仰下候

右之趣相觸候条可得其意もの也

宛十月

奉行所

右之趣被 仰出候間、可被得其意候 以上

宛十月十四日中ノ下刻ニ

袈裟頭代 両善院 判

一 御国法相守候儀は勿論、毎年 御本山より御觸達之
通り一派之僧侶殺生又ハ遊芸相好ミ、或は酒狂之上喧
嘩口論等致し候もの有之候節は早々可被訴出候、吟味
之上宗稜可申付事

一 年始御礼之儀、相川組は正月六日、在々は七日、先
例之通得相心、在々より御礼出勤之輩正月六日九つ時

迄当院え可被相届候、且在・相川とも近年御礼出勤之
砌差合多く無心ニ付、弥御礼相止候哉之旨御尋有之候
間、当山方之儀は先例之通老組式人宛可被罷出候、御
礼出勤三輩差合・病氣ニて不被相勤候もの有之候ハ、
御礼前日九つ時までニ指合之趣書付を以急度可被相届
候、在・相川とも御礼出勤之分并二年頭暎と致し候人
躰・院主を相究、来月十日迄二名前書付可被差出候、
且御礼出勤之輩任官相当之輩任官相当之装束、不見苦
様用意之上可被罷出候、尤も御礼ニ付入用之分ハ其向々
之可被相渡候事

一 宗門改之義、例年之通り二月廿五日相改候間、老入
も不残可被罷出候、尤二月朔日目錄役之輩同年扣帳当
院え可被持参候、帳面之儀は随分入念之上相認メ候上、
銘々廿五日ニ持参可有之候、至之悪筆又は不調法之帳
面は相戻し候間、左可被相心得候、己々当年 御奉行
所より右帳面之儀ニ付御沙汰有之候間、随分入念ヲ相
認メ指出し可申事

一 御冥伽銀・巫女役銭二月廿五日取立候間、銘銘上納
可有之候、且日附役遠在之分は前日ニ罷出、廿五日早
朝より相詰、其内より致持参候御役銭取立、一組限り
取調、目錄相添年預え指出し、請取ニ引替え組内より

質素節儉之儀先年より度々相觸置候処、いつとなく相弛ミ候向も有之哉ニ相聞、以之外之事ニ候、近来諸夷引続入港、海岸防禦のため御失費不少処、此度江戸表稀成地震出火等にて、公儀御物入莫太之義、諸家共入費不少候ニ付、改めて際立候御儉約被仰出、万石以上以下諸家并ニ御旗本・御家人供連省略、其外衣服等格別麓未之品相用、無益之失費相省、武備専務ニ可心掛旨被 仰出候ニ付、於当国も諸役人一同御主意之趣堅く為相守候儀ニ付、小前末々ニ至り候ては猶更深く相慎、衣食住を始メ都而格別ニ節儉相守一己を慎ミ、決して奢ケ間敷義可不致、銘々其職々入はまり、実意ニ相励可申候、職業之怠りよりよからぬ事を生し、自然驕奢之風俗も押移り、終ニハ家名を失ひ候ニ至り候儀を篤と相弁、別て衣服等之義は布木綿之外着用不致は勿論聊たりとも花美高価之品売買いたし、御主意ニ背キ心得違之もの於有之、其遂探索急度可及沙汰条、其旨無違失可相守者也

右之通在町え相觸候間得其意、於寺社も格別節儉相守、聊心得違も無之様可致もの也

如十一月

奉行所

右之趣被

仰出候間、可被得其意候以上

（安政二年カ）
如十一月十四日

袈裟頭代 両善院 ㊦
申ノ下刻ニ出ス

此節老分銀手摺之分通用差滞、相對を以引ケ方歩合等請取引替候趣ニ候処、一己之私を以歩合等請取引替候は心得違不埒之至ニ候、全く手摺極印不見分より老朱銀と哉

― 欠落あり ―

替可遣候焼候分ハ是迄之通定法之歩合引ケ方を以是又引替可遣間、銀座え差出引替可申候、以後少々之手摺を危踏通用差支候様成心得違一切不致、無滞通用可致候、尤上納金無差支包方可致旨銀座えも申渡候間、少々之手摺を彼是申、歩合等請取引替候もの於有之は、吟味之上急度咎可申付候

右之趣武家在町寺社頭共不洩様、御領は御代官、私領は領主・地頭より可被相觸候

右之通相觸候間、可得其意もの也

如十一月 奉行所

右之趣被 仰出候間、可被得其意候 以上

如十一月十四日

申ノ下刻ニ至り

職共心得違を以聊も私欲ニ拘り候様之儀於有之ハ、吟味之上重科可申付候事

右之趣一統奉得其意、廻伏委敷写し置、觸下一同え能々念を入可申渡候、且又年々相觸候通何事ニよらず当御役所之印鑑所持不致もの巡行候ハ、其所え留置、早々当御役所可訴出候、此段為念尚又申達候条、左相心得此廻状名下ニ印形居之、刻附を以早々順達、留りより当御役所え急度返納可有之候、若遲滞之仕方於有之ハ吟味之上可為越度者也

未 十二月

当山 御役所 判

佐渡国相川夕顔町

袈裟頭大行院無住ニ付

中老鹿伏村

玄養院

畢

別嗣

醍醐御殿執達方

桜井雅楽 殿

北村左衛門殿

岩瀨岡書 殿

右之通當時被相勤候為心得申達候もの也

未 十二月

当山 御役所 判

当山一派中

別紙

今般被差向候廻文名下え調印之上幸便之砌返納可被致候、尤定例廻文も其時々返納可被有之筈之事ニ候以上

十二月

当山御役所 代役

中老玄養院

九、(238)

觸 状 当山方役所

(包紙)

—前部欠—

年月月

一 組惣代	何院	印
同断	何院	印
中老	何院	印
觸頭	何院	印

当山 御役所

右帳面銘々印形取揃献納金一同飛脚便を以なり共早々当 御役所え可相納候、且又右学寮御造営有之候ても学寮詰相成兼候間、永統金上納出精不致抔と深心得遣之もの万一可有之哉も難斗候、若右躰不実之族於有之ハ、頭職別納ハ勿論、觸下たり共急度及沙汰候条、左無之様相心得可申候、尤御末派より上納金にてハ難行届儀ニ候得は、兼て御達之通醍醐 御殿御手元銀を以連々御融通被為遊厚 御懇篤之 思召を以、御末派御引立被為在御儀ニ候間、右御趣意ニ相叶候様ニ統格別ニ出精可有之候事

一 本文申達候通出銀銘々人別帳面・目錄・名前等逸々御法頭准后御所被達 御聴候上ハ、從 御殿上納済之旨更ニ御書付御印証人別ニ可被下置候間、永統御引立之儀御手堅被入御念候御取斗被成下候条、呉々心得違

無之様可奉存候事

一 右学寮此節專御造営中ニ付、近々皆御成就ニ至り候、随て学寮え相詰候もの共ハ、其觸頭にて得と取調、当人と国郡・村・院名或ハ坊号等委細相認、書付を以早々当 御役所え可申越置候、弥御成就之上ハ急速申達候間、其節早々出府可有之候事

但右名前等前以不申越候歟、又ハ当 御役所より不申達、以前差懸ケ出府致し候てハ多人数混雜いたし、差支候儀も有之、空帰国致し候様にてハ甚不都合、且当人迷惑も有之間、左無之様觸頭共厚致世話、諸事弁利宜様人念之取斗尤ニ候事

一 学問所皆御成就之上、当 御役所より申達候御学寮詰出府之もの觸下之輩ハ、觸頭之添翰を以可罷出候、觸頭ハ留主中諸御用向差支無之様中老又ハ配下之内え碇と申渡、其ものより之書面を以可罷出候、且觸頭・別納或ハ組預り等之二代共は、其師父より添書を以可罷出候、尤上納多少不拘有無出府勤学可有之候、勤学中 御役所并学頭え会釈等決て可為無用、自分日用扶持方之儀ハ賄方と直読可有之、其余都て入用薄々手軽く学寮詰相成候様、觸頭共にて厚世話致し、奢ケ間敷儀一切令停止候間、銘々相励勤学可有之候、若万一頭

一 金何程 ⑩
 但何々 ⑩
 何国何郡何村
 何院 印

二代にて別段献納之ものハ其院主之次ニ認候
 但何々 ⑩

一 金何程 ⑩
 何国何郡何村
 何院二代 誰 印
 何国何郡何村
 何院 印

右院儀困窮ニ付、乍恐調達難相成候ニハ、書面之通並
 方半減上納仕候、此段御聞濟被成下度奉願候、若偽之
 儀申上候ハ、何様之越度ニもの被 仰付候 以上

觸頭 何院 印
 中老 何院 印
 一組惣代 何院 印
 同断 何院 印

一 何々にて極貧ニ付御用捨奉願候 ⑩
 何国何郡何村
 何院 印

右何院儀、実ニ極貧にて日營ニも差支候ニ付、乍恐献
 納難相成候、依之無拠御用捨奉願候、若偽之儀申上後
 日脇より相知候ハ、何様之御答ニても可被 仰付候
 以上

觸頭 何院 印
 中老 何院 印
 一組惣代 何院 印
 同断 何院 印

惣(しめ)金何拾兩也
 金何程 当时上納
 内 残金何程 前書期月通急度皆納可
 仕候

右は今般 御法頭御所様思召を以当山 御役所御境
 内之学寮御造營被為遊候ニ付、為冥加書面之通奉献
 納候、右上納之儀ニ付若私欲ケ間敷儀仕候ハ、何
 様之重科ニも可被 仰付候 以上

此時ニ候間、右御趣意能々相弁え、別段出精可有之候、尤格別出精上納之ものえハ追て及沙汰候儀も有之候間、左相心得可申候事

但院主二代兩人交礼之ものハ上納物老人前ニて可然候、尤為冥加銘々献納有之ニおゐてハ別段御奉書被成下候事

一 平並觸下之もの懸り弟子ニ至ル迄人別ニ金壹分宛上納可有之候、尤困窮ニて上納相成兼候ものハ半減又ハ実ニ極貧ニて日營ニも差支候程之ものハ其次第二より筋合相立候ハ、品ニ寄御用捨も可有之候事

但當時皆納難相成候ものハ、半納致し置残金ハ明年又ハ式ケ年賦上納ニても可然候、兎角右等之儀ハ頭職共厚配意之上勝手儘之儀無之様、能々念を入、諸事正格之取斗尤ニ候事

一 右上納帳面美濃紙を以豎帳面ニ仕立、認方左之通

年号月
学問所御永統銀献納目録帳
何国何郡何村

觸頭或ハ別納
何寺
院

一 金何程 何国何郡何村 觸頭 何院 印

但皆納

一 又ハ内金何程 當時上納 明年中急度上納可仕候 残金何程 或ハ明年より式ケ年賦ニ上納可

仕候

一 金何程 何国何郡何村

中老 何院 印

但何々

一 金何程 御朱印地 或ハ別当職 又ハ除地古跡

何国何郡何村

何院 印

被為在候御儀ニ付、諸国之御末派頭職は勿論、觸下一同難有奉拝承、銘々分限ニ応し為冥加学寮永統銀上納可仕旨被 仰出候条、別紙添觸之通一統得其意、格別出精上納可有之儀ニて、且頭職之ものハ別て忠勤相励、実意之取斗勿論之事ニ候、尤出銀為取集別段役方在出可 仰付筈之処、左候てハ逗留中賄向旁餘分之物入も可有之、彼是厚 思召を以右等之不被及御沙汰候間、此旨頭職始觸下一統能々相弁へ、出銀上納方出精可為専用候、尤出銀高銘々人別ニ相誌帳面仕立、上納可有之右目録名前等逸々御法頭准后御所被達 御聴候条、各冥加を奉存、可成丈ケ出精可有之候、猶又弥学寮御造営諸事相整候上は急速廻文を以申達候間、別紙添觸之趣兼て相心得、其節之指揮に応し銘々心懸ケ出府、学寮之相詰、宗学專相励、経論釈疏事相教相諸般之学業追々出精通達し、学行精備之上弘法利生之志有之ニおゐてハ慈法又は誦経等薰修之功劳も有之、修善止悪明心救人を旨として咒術修力効驗有之ハ自然之帰依、人望ニも相叶道徳拔群之上ハ求ずして宗門興隆之基に候条、末々ニ至る迄是等之趣心得違達無之様、格別御手厚被 仰出候事

但 国々其最寄におゐて一派之申事相教、相宗学等

相心得候もの有之候ハ、隨身可致勤学候事

右之趣 御法頭准后御所被 仰出候条、一統難有奉拝承、惣て御末派之輩不洩様能々相弁へ、御懸命之御趣意ニ相叶候様誠精可相守候、此段頭職共奉得其意、觸下一同御念を入可申渡もの也

未十一月

藤井出羽介 判

平井治部卿 判

当山一派修験中

添嗣

今般当御役所境内え学問所御造営之儀前書御達之通 御法頭准后御所御厚 御懇篤之 思召被為在候条、一統難有可奉御奉候、隨て為冥加学寮永統銀上納被 仰出候間、心得方左ニ申達候

一 觸頭別納之面々ハ勿論 御朱印地・古除地・別当職 都て格立候院跡ハ其分限ニ応し格別出精上納可有之候、其餘平並觸下ニても暮し方整居候ものハ、別て出精上納勿論ニ候、兼て前書御達之通 公儀之御願被 仰入、偏ニ御末流御引立被為在候御儀ニ付、実以一派之興隆

—以下欠—

住持 義文[㊦]辰三十八才

八、（236）

御本寺
急廻章
御用
当山 御役所

今般当山 御法頭准三宮依 思召 公義之御願
濟之上被 仰出候條々

一 当山修験宗門之儀は根本 理源大師之御遺法嫡々相承之法系にて、持明悉地加持祈禱を以度生之方便とし、顕密兼学之宗風、就中咒力立験を以専門之儀とする力故ニ門義を修験宗と相祢し、御末派坊舎諸国ニ棋布し、各連綿し来て世々其人ニ令からざる事偏に法祖高德之いたす所也、然に年序を経に随ひ世降り人衰時澆季ニ及ひ、漸く衰微ニ近かんとす、此を以宗風久敷振ハす、咒力道德之聞有之、人稍令して非違之族頗多、適修学

執心之もの雖有之難得、良沙官且学校之設無之故ニ乍思不任意、空く一生を過るもの不少、剩怠惰之輩に至てハ雖及晩年不遂入峯、倍放恣濫漫之故に自然と人望を背き、帰依を失ひ、禁令を犯す族も粗有之哉、依之不得止事 公儀御苦柄筋之儀共時々有之段可恐入事ニ候、是全法流之衰廢尤歎ケ敷次第二候条、彼是以 御法頭准三宮深御痛心被為遊候御儀ニ候、尤前々より被為定置候御掟も雖有之、末々ニ至候てハ取締向行届兼、おのつから犯科之族有之哉ニ付従 公儀も御手厚之御達等折々諸宗觸頭共え被 仰渡候趣、 准后御所被達御聽忝御儀被 思召、旁以当山一宗之輩弥怠惰之心を改、修験道根本大峯靈場修行於峯中秘密灌頂遂入壇、追々応機根印可致、系法本意を為教学、今般江戸御役所鳳閣寺境内ニおゐて学問所御造営之上諸国御末派之修験追々相詰勤学為相励候様被成度、従 公儀之御願被 仰入候処、 思召之通速ニ御許容被為成進、殊更ニ御満悦被為遊候御事ニ候、依之不取敢学問処御造建被 仰出、無程御成就相成候間、一統難有可奉存候、随て学寮御造営ニ引統学校所永統御手当方、其外諸雜費費莫大之御物入ニて、尤連々醍醐 御殿御手元御融通も可被為遊、旁 御懇篤之御気色を以御末派御引立

- 真言宗井内村神宮寺且那 いせ宮翁 辰二十七才
- 久平 辰二才
- 合五人内 (六カ) 修験三人 巫女貳人 俗男老人
- 同支配所
- 同御末派
- 同郡上新穂村
- 無住 大善院 ⑩
- 内山永久寺同行 附弟大猷房栄全 辰十三才
- 院代正寿院義文 ⑩
- 佐渡奉行鈴木兵庫頭支配所 三宝院 御門跡
- 御末派加茂郡瀉上村
- 延応院
- 住持密尊 ⑩ 辰四十五才
- 延進房
- 附弟光山 辰十才
- 弟 安養 辰四才
- 妻 こん 辰三十八才
- 当山巫女川崎村法道院添合注連筋
- 娘巫女千代嶋翁辰
- 同宗 同寺且那
- 娘 たり 辰十五才
- 同宗 同寺且那
- 同宗 同寺且那
- 同宗 同寺且那
- 同宗 同寺且那
- 合八人内 修験貳人 俗男貳人 俗女四人
- 同支配所
- 同御末派
- 加茂郡善光寺村
- 岩本院同行袈裟頭大行院袈裟筋 西方院
- 住 長興 ⑩
- 同断
- 宥吉房
- 附弟 賢明 辰十才
- 妹 しめ 辰三十五才
- 娘 すう 辰十九才
- 同宗 同寺且那
- 同 ひと 辰十七才
- 同 ゆく 辰十四才
- 合六人内 修験貳人 俗女四人
- 佐渡奉行鈴木兵庫頭支配所
- 三宝院 御門跡御末派
- 加茂郡上新穂村
- 内山永久寺同行
- 正寿院

御役所

以書付を奉願上候

拙院神子千日義、長々病氣ニ付此度越後表え湯治ニ差遣
し度奉存候間、舟場赤泊出御判願上度、右ニ付奥印奉願
上候 以上

午四月

川原田諏訪町

願主 良学院 (判)

目付役 蓮花院 (判)

当山 御役所

差出申一礼之事

一 年始御礼

笹川 三光院

小木 世尊院

一 組頭暮番書

相川 大徳院

五、(231)

内老人増

くに事

右者本山方修験上山田村金剛院より嫁ニ貫ひ、尤元神
子ニ有之候ニ付則改名ち前卜当帳より書かへ申候

六、(232)

口上

今日ハ雨天ニ罷成申候、扱又御無心申上候も兼入候得共、
神楽鈴拝借仕度、此使之ものへ御渡可祈下候様、何分御
頼申上候 已上

三月廿三日

門前
兩善院様 安岡把前
遣し

(包紙)

七、(234)

一 前部欠

一 同断

源正院

隱居 源尚 辰七十四才

一 同断

義歛房

附弟仙馬 辰五才

一 当山巫女代々注連筋

母巫女

内宮翁 辰六十二才

一 同断

妻巫女

右之通り相違無御座候

神子 六人

俗男 四人

俗女 式十式人

法道院 ㊦

当山御役所

二、(205)

書付を以奉願上候

拙僧妻伝儀、当院にて住連渡之式法為致度奉存候、即御聞濟被下置候様奉願上候、尤当月廿日修行仕度候、御定法相守、旧儀は勿論都て何事ニ不限沙法実意為相守可申候間、右願之趣御聞濟被、仰付被下置候様奉願上候以上

安政五年四月

吉井本郷

賢光院

看坊 覚山 ㊦

目付役

同所 地福院 ㊦

当山 御役所

三、(207)

書付を以御願奉申上候

今般拙僧院跡新規巫女職相立度奉存候ニ付、注連筋之儀は川崎村法道院ニ仕度、巫女名は嶋香卜称し度奉存候間、此段御聞濟被仰付被下置候之様奉願上候、尤御法式相守候儀は勿論、不法混乱等無之様急度為相守可申候、右願之通被仰付被下置候様奉願上候 以上

安政五年九月

潟上村

延命院 ㊦

目付役注連元兼

川崎村

法道院 ㊦

当山御役所

四、(223)

前部欠

午年十月

梅津村

願主 大想院 ㊦

目付役 教学院 ㊦

同郡善光寺村

真言宗善光寺且那 妻 そま 判巳三拾三才

同 娘 しら 判巳七才

同 同 判巳四才

メ五人内 修験式人 俗女三人

加茂郡下久知村実相院同行川崎村万徳院

住持 貞全 判巳三十七才

○同郡美新町

浄土宗正覚寺且那 母 みす 判巳六十七才

同 △嫁 くま 判巳三拾壹才

同 娘 しも 判巳六才

メ四人内 修験老人 俗女三人

内山永久寺直同行 加茂郡潟上村延命院

住持 密尊 判巳三十四才

同郡同村

禅宗湖鏡庵且那 母 たみ 判巳五十九才

同 妻 やの 判巳三十六才

同 娘 ます 判巳十二才

同 妹 いぬ 判巳式才

内老人増いぬは去五月
出生ニ付当帳より出加へ

申上候

メ五人内 修験老人 俗女四人

同山永久寺直同行 加茂郡上新穂村勝蔵院

看坊 智音 判巳五十壹才

同郡同村

真言宗三締坊且那 妻 かや 判巳五十六才

同 妹 とめ 判巳三十六才

メ三人内 修験老人 俗女式人

雑太郡西方村

宝珠院同行 加茂郡潟上村持明院

弟子 本昌 判巳五十六才

院代 延命院密尊

メ修験老人

立院格老ヶ院

組内惣人数四十八人 内勤修験十式人

無役修験四人

同 娘 すら 判巳八才

周平事当巳年より江戸、帳相除事

同 同 みた 判巳六才

同 内 ゆく 判巳二才

内ニテ老人増ゆく義去五

月出生ニ付当帳より書加

へ申上候

メ六人内 修験式人 神子老人

俗女三人 外ニ滅周問是ハ同村長九郎方え

養子ニ遣候ニ付当帳へ相除申候

一 内山永久寺直同行 加茂郡上新穂村大善院

住持 宥全 判巳三十才

弟子 栄全 判巳四才

一 加茂郡井内村

真言宗神宮寺且那 母 きみ 判巳五十五才

同 妻 つま 判巳十四才

同 男子 栄丸 判巳二才

内老人増ス栄丸是ハ去五

月出生ニ付当帳より書加

へ申上候

メ五人内 修験式人 俗女式人

俗男老人

一 岩本大行院同行 加茂郡瓜生屋村弥勤院

看坊 隆長 判巳十七才

同郡善光寺村

一 真言宗善光寺且那 母 もく 判巳二十八才

同 娘 ゑん 判巳七才

メ三人内 修験老人 俗女式人

一 内山永久寺直同行 加茂郡上新穂村正寿院

住持 源尚 判巳六拾三才

弟子 義文 判巳廿七才

一 当山巫女代々直住連

同郡井内村

一 真言宗神宮寺且那 巫女 内宮 判巳五十才

メ三人内 修験式人 神子老人

一 岩本大行院同行 加茂郡瓜生屋村常教院

住持 快宥 判巳三十七才

弟子 栄山 判巳七才

一 同

一、 (200)

安政四巳年 新穂組
 修験
 当山 家族人別帳
 神子
 二月 目付役法道院

俗男式人 俗女老人

一 加茂郡下久知村実相院同行川崎村法道院

住持 宜明 判巳三十八才

一 同郡川崎村

一 禅宗晃照寺且那

一 同郡下久知村実相院添合住連筋

母神子 鹿嶋 判巳六十八才

妻神子 三嶋 判巳廿九才

一 同 娘 かね 判巳十二才

一 同 男子 孝雲 判巳八才

一 同 妹 こん 判巳三才

一 六人内 修験老人 神子式人

俗男老人 俗女式人

一 岩本大行院同行 加茂郡善光寺村西方院

一 住持 長興 判巳三十六才

一 同 徳居 長賢 判巳七十四才

一 当山巫女代々住連元

一 同郡同村

一 真言宗善光寺且那 神子 鹿嶋 判巳三拾才

○え

一 真言宗弥勤寺且那 神子 鹿嶋 判巳三十才

一 弟子神子 豊嶋 判巳十二才

一 同 弟 智海 判巳十才

一 同 妹 むめ 判巳六才

一 同 男子 清山 判巳三才

一 七人内 修験式人 神子式人

出可)」、250「公儀御本山触状(御国法相守り宗門改例年通、御冥加銀巫女役銭上納無住之院跡世話など)」、337「書状(下書)(拙僧妹わか当人勿論拙僧並親類相川組連印を以御請書)」、357「書状(貴僧様より御役所一同之得度届ケ之儀之書面)」、361「書状(御役所表之儀、修験道立伏如何ニ御座候や)」、372「書状(宗帳取調へ者是迄之通調置候様ニ)」、375「書状(来ル十一日から十三日迄拙寺ニテ地下町老若男女集り金銀山繁栄のための祈願)」、382「書状(大倉村天龍院娘いと儀拙僧引請候へ共注連渡ニ相兼)」、388「書状(拙院法未分御冥加銀巫女役銭明日参上之節)」などである。本報告は佐渡における近世期の修験者や巫女たちの生活の様子がよくわかる部分を中心にした。さまざまな側面から佐渡の修験道組織とそこに所属していた巫女の姿を解き明かすことができたら幸いである。

凡例

- 一 ここに取り上げる資料は、佐渡相川町文書館が収集した旧当山派修験両善院(現新潟市在住の富崎安彦家)の文書である。
- 二 文書には通し番号を付けたが、括弧の中の番号は相

- 三 川町文書館が作成した文書目録の配列順とした。用字は原則として原文のままとした。ただし「佐渡江」は「佐渡え」、「佐渡 δ 」は「佐渡より」、「佐渡ニ而」は「佐渡にて」、「何茂」は「何も」、「然者」は「然は」のように書き直し、「而巳」「歟」「哉」はそのままの字体とした。また原文に「構」「宜」「亘」とあるものは「構」「宜」「事」と改め、また変体仮名も普通の仮名に改めた。
- 四 当て字は原則として改めなかったが、とくに難読のものには正字を(―カ)と傍註した。
- 五 明らかに誤りと思われる部分や疑わしいものは原文のままとし、(ママ)(欠カ)などの傍註をいれた。
- 六 虫喰い、破損部分、難読の部分は相当字数を□で示し、次数不明の場合は「□」で示した。
- 七 敬語のための欠字、改行はすべて一字欠字とした。
- 八 本文には句点はないが、読みくだしやすくするため、適当に句点をいれた。
- 九 地名・人名・職名など、二箇所以上併記してある場合には中黒丸(・)を打った。

佐渡に残る修験資料 (四)

神田 より子

資料翻刻に当たって

佐渡に残る修験資料を取り上げて四回目^①になる。資料は佐渡相川文書館が収集した修験の文書である。今まで三回の報告でも述べてきたが、筆者の佐渡における研究の目的の一つは、近世期の佐渡の巫女の姿の解明にある。それは明治大学教授だった故萩原龍夫先生が書かれた『巫女と仏教史』の後編を書いてみたいと考えてのことであった。

こうして始めた佐渡における資料収集も、巫女のみを追いかけていたのでは、彼女たちの所属組織の実態がわからず、結局は巫女の解明にもつながらないのではないかと、佐渡に残る修験資料(二)^②からは彼女たちの関わっていた修験組織の解明を目指すことにし、佐渡に残る修験資料全体を眺め直すことにした。以上のような経過を経ての第四段が本報告である。

今回は相川町に残る富崎家文書を取り上げる。富崎家文書は相川町文書館の資料目録番号188から477までの膨大なものであり、年代は享保7年から昭和25年までの間である。以下に述べる資料番号と内容は相川町文書館の文書目録によるものである。200「当山修験神子家族人別帳」、205「書付を以奉願上候(拙僧書傳儀当院ニ而注連渡之式法為致)」、207「書付を以御願奉申上候(拙僧院跡新規巫女職川崎村法道院ニ仕度)」、223「以書付を奉願上候(拙院巫女千日儀病氣ニ付越後表江湯治ニ差遣し度出御判)」、231「(附)(くに事本山方修験上山田村金剛院より嫁に貫ひ尤元神子ニ有之)」、232「口上(神楽鈴拝借仕度此使之ものへ御渡)」、234「宗門帳(断片)」、236「御本寺御用急廻章」、238「触状(質素節儉など特に慎しむようほか宗門改めなど連絡事項)」、242「触状(香料並御祝儀物之儀先導面申達置候)」、248「急差(宗門帳 切形持参罷